

1 命令等の題名

指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則及び指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

2 根拠となる法令の条項

府令第33条第5項第1号ハ、ホ、ヌからヲまで及びレ（これらの規定を府令第34条の3第1項第2号において準用する場合を含む。）、第33条第5項第1号ニ（府令第34条の3第1項第2号において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第33条第6項

3 改正の内容

- (1) 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習から、経路の設定を削除する（規則第1条第1項関係）。
- (2) 普通第二種免許に係る教習から、
 - 自動車の構造を踏まえた各装置の操作、発進、停止及び速度の調節に係る操作
その他旅客自動車の運転に係る操作
 - 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過並びに坂道における走行
を削除する（規則第1条第2項関係）。
- (3) 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習において、鋭角コースの通過、方向変換及び縦列駐車 of 教習を応用走行の一部として行う場合に、路上において行わなくてよいこととする（規則第3条第8項関係）。
- (4) 未施行である指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則（令和6年国家公安委員会規則第8号）第2条、第3条及び第4条について、上記(1)から(3)までの改正内容を形式的に反映させる。
- (5) その他所要の規定を整備する。

4 施行期日

令和7年9月1日から施行する。